

## 新規就農者育成総合対策のうち経営発展支援事業の新規就農者育成方針について

策 定：令和4年4月18日

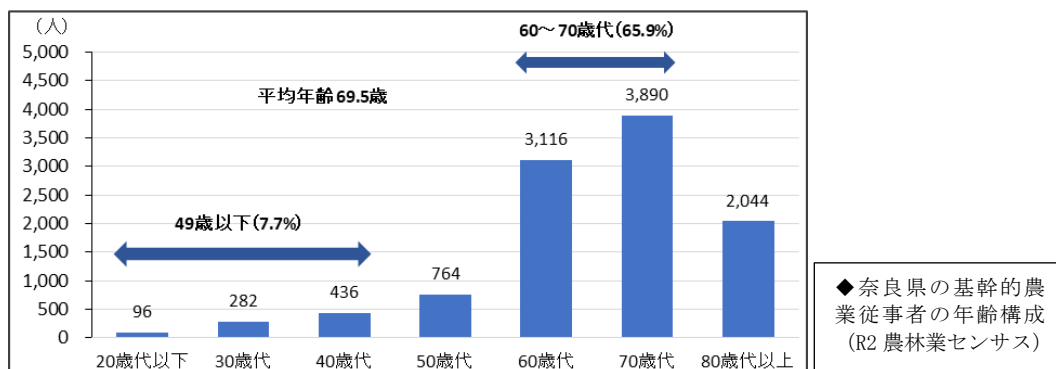
最終改正：令和6年6月5日

奈良県食農部

新規就農者育成総合対策実施要綱（令和4年3月29日付け3経営第3142号農林水産事務次官依命通知。以下、国実施要綱。）別記1の第7の1の「新規就農者育成方針」について、以下のとおりとします。

### 1 新規就農者の確保に向けた課題、目標

県内では、基幹的農業従事者のうち49歳以下は全体の7.7%と小さく、近年の新規就農者数は年間約30名程度であることから、今後農業の担い手は絶対的に不足することが懸念されます。このような中、県では、本県の農業振興を図っていくために、農家出身者である新規自営農業就農者（親元就農者）と非農家からの新規参入者、新規雇用就農者を合わせて毎年60名を確保していくことを目標に設定しています。



### 2 新規就農者に対するサポート内容

#### (1) 就農相談

担い手ワンストップ窓口を担い手・農地マネジメント課、県内4カ所の農林（農業）振興事務所農業振興課に設置し、随時、就農相談を受け付けているほか、就農相談イベントに出展し積極的に新規就農希望者の相談に応じています。

#### (2) 実践的な研修

平成21年度より「農業新規参入者支援事業」を実施し、他産業や非農家からの意欲ある新規参入希望者が農業新規参入に必要な知識や技術を習得できるように支援しています。なら食と農の魅力創造国際大学校では、独立自営就農や雇用就農を目指す学生を2年間指導しており、就農を目指す2年生を先進農家に派遣研修する「農家現地実践実習」を行っています。

#### (3) 就農後の支援

独立自営就農を目指す新規就農者の確実な定着に向けて、各農林（農業）振興事務所農業振興課の普及指導員が主体となった巡回指導や研修会の開催などの新規就農者フォローアップ活動を実施しています。さらに、必要に応じて、社会保険労務士や税理士といった専門家の派遣も行っています。

### 3 経営発展支援事業の交付対象者候補を選定するために都道府県が独自に設定する要件

経営発展支援事業については、奈良県内で実施する取組を支援の対象とします。

4 経営発展支援事業の交付対象者候補を選定するための基礎となる別表1の2に基づく都道府県加算ポイントの設定

国実施要綱別記1の別表1の2の都道府県が新規就農者に求める取組等及び都道府県加算ポイントの各交付対象者候補への配分方法については、次表に記載のとおりとします。

【奈良県が設定する取組】

| No. | 取組等の内容                      | ポイント   |   |
|-----|-----------------------------|--|---|
| 1   | 特定農業振興ゾーン内での就農              | 特定農業振興ゾーン（特定農業振興ゾーンに関する規則に基づき、設定計画を定めた区域）内の農地を所有又は貸借して就農する   | 2 |
| 2   | 県が実施する研修又は県が認定した研修機関等の研修の受講 | なら食と農の魅力創造国際大学校アグリマネジメント学科での研修（アグリチャレンジ研修等の短期の研修を除く）、奈良県農業新規参入者支援事業による研修、「農業次世代人材投資事業（準備型）及び就職氷河期世代の新規就農促進事業における研修機関等の認定基準について」（令和2年1月30日付け元経営第2510号農林水産省経営局就農・女性課長通知）又は新規就農者育成総合対策のうち就農準備資金・経営開始資金及びサポート体制構築事業（研修農場の整備）における研修機関等の認定基準について（令和4年3月29日付け3経営第3218号農林水産省経営局就農・女性課長通知）に基づき奈良県が認定する研修機関等の認定の対象となっている研修を受けている（退学等の処分を受けた者を除く） | 1 |
| 3   | 県の振興品目への取組                  | 青年等就農計画の目標年度における栽培面積のもっとも大きい品目がリーディング品目（柿、イチゴ、茶、キク、大和畜産ブランド）あるいはチャレンジ品目（大和野菜、切り花ダリア、切り枝花木、サクランボ、イチジク、有機野菜）である。   | 1 |
| 4   | 過疎地域での就農                    | 主要な就農地が過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法に基づく過疎地域（五條市、御所市、宇陀市、山添村、三宅町、曾爾村、御杖村、明日香村、吉野町、下市町、黒滝村、天川村、野迫川村、十津川村、下北山村、上北山村、川上村、東吉野村）である  | 1 |

注1）本事業の取組内容（施設・機械の導入等）と関連しない取組等の内容については、ポイントを得点することができない。

注2）国実施要綱別表1の2の（1）の都道府県加算ポイントと本表による各交付対象者候補の得点の合計が一致しない場合は、次式により各交付対象者候補へ都道府県ポイントを配分する。[各交付対象者候補へ配分する都道府県ポイント]=[各交付対象者候補の本表による得点]×[国実施要綱別表1の2の（1）の都道府県加算ポイント]／[全交付対象候補の本表による得点の合計値]

注3）注2）による各交付対象者へ配分する都道府県ポイントについて、小数点以下の端数は、都道府県加算ポイントの範囲内で、端数の大きい交付対象者候補から順に切り上げ処理をし、都道府県加算ポイントが不足する場合には切り捨て処理とする。端数が同点の交付対象者候補がいる場合には、年齢の若いものを優先して切り上げ処理を行うものとする。